

令和4年2月1日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う対策について

1月21日（金）、香川県にまん延防止等重点措置が適用され、現在、県内8市8町を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところですが、県内における感染は、その後も収束の兆しが見えない状況にあります。

こうしたことから、2月2日（水）から、新たに、直島町を措置区域に追加し、県下全域を措置区域としたうえで対策を行い、まん延を防止する措置を講ずることについて決定しました。

これに伴い、新たに措置区域に加わりました直島町において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗を対象に、営業時間短縮等を要請します。認証店の場合は、営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとすること、または、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないことのいずれかを選択できることとします。一方、認証を受けていない場合は、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないよう、要請します。

今回の追加要請に係る営業時間短縮協力金については、準備期間を考慮し、遅くとも2月5日午前0時から、全面的にご協力いただいた場合は、お支払いの対象となります。

直島町の飲食店の皆さまを始め、県下全域において、県民の皆さま、事業者の皆さまには、大きなご負担をお掛けしておりますが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うため、ご理解とご協力をお願いします。

また、B.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、原則として、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間としていましたが、この取扱いを7日間（8日目解除）とし、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合には、待機を解除できる取扱いとします。詳細については、県ホームページにも掲載していますので、ご確認くださいようお願いします。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/syakaikinouiji.html>)

貴社（団体）におかれましては、「香川県まん延防止等重点措置」（資料1）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350